

平成27年第5回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成27年8月7日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成27年8月7日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

1番 光岡美里君

2番 末吉克巳君

3番 岡本則夫君

4番 中川ゆかり君

5番 主枝幸子君

6番 奥村富士雄君

7番 柚木喬君

8番 三登信秀君

9番 瀧野純敏君

10番 中雅洋君

11番 大田直樹君

12番 川本英輔君（議長）

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長

吉田隆行君

副町長

岡崎泰充君

技 監

藤原博明君

総務部長

新木之博君

総務課長

中村政愛君

企画財政課長

車地孝幸君

産業建設課長

西谷伸弘君

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

大畠英司君

係 長

車地広敏君

~~~~~○~~~~~

## 8. 議事日程

- 日程第1 「会議録署名議員の指名」  
日程第2 「会期の決定」  
日程第3 議案第40号 「長橋架設（下部工）工事請負契約の締結について」  
日程第4 議案第41号 「上条トンネル補修工事請負契約の締結について」  
日程第5 発議第3号 「坂町議会会議規則の一部改正について」

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼。

（一同「お願いします」）

○議長（川本英輔議員） 全員協議会に続きまして、議員の皆様には大変御苦勞でございますが、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成27年第5回坂町議会臨時会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、2件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第40号「長橋架設(下部工)工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第40号「長橋架設（下部工）工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者11社を指名をいたし、7月30日に指名競争入札を執行いたしました結果、9,882万円で宮川興業株式会社に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は平成28年3月31日といたしております。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 長橋架設（下部工）工事の概要について、お手元の資料により御説明をいたします。

本工事は橋の老朽化や健全度を判定するため、平成25年度に橋梁詳細点検調査を行った結果、橋の上部工のうち鋼材でできた主桁や横桁が塩害等により腐食しており、鋼材の肉厚が減少していました。この主桁等に支えられている鉄筋コンクリート製のちょう番、車が接する最も上面は、中性化や横断方向へのひび割れなど劣化しており、コンクリートの取りかえや鉄筋の防錆処理、さびどめ対応が必要とされました。

橋の下部工でも塩害によって橋台や橋脚のコンクリートにひび割れが発生、さらに塩水が浸透し、鉄筋腐食による膨張が進み、コンクリートの浮きや鉄筋露出など著しい変状が見られ、橋の上部工を支える力が不足していることから、かけかえを行うものでございます。

本工事は、既存橋の有効幅員3メートルであるものを、歩行者と普通自動車に安全に離合できる5メートルを採用し、当該地区の生活道路として整備するもので、2カ年計画の1期目の工事として、既存橋の上流に青色部の仮橋を設置し、作業ヤードを確保します。その後、既存橋を撤去し、赤色着色部の左岸側の橋台1基、橋脚1基を設置するものです。河川内であることから、渇水期である10月15日以降に取りかかる予定でございます。

現在、橋台設置に伴う水道管の移設が終了し、下水道管移設工事に引き続き、本工事を行うことから、平成ヶ浜地区の近隣の方には通行どめに伴う通行規制により御迷惑をおかけしますが、細心の注意を払って工事を進めてまいります。

工事施工に当たりましては、受注者に対し安全対策の指導を十分行い、工事災害の

防止に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、長橋架設（下部工）工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 私は1期生議員なので、先日の臨時全員協議会で長橋かけかえ工事については初めて説明を受けたので、確認のため質問させていただきます。

かけかえ後は交通形態等も変わってくると考えますが、将来的に周辺の道路が整備された場合、例えば高尾橋からなぎさ若竹保育園までを直線につなぐことも考えられますが、現状の5メートルの幅員で歩行者も車両も通行する上で、全て十分であると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さん言われますように、高尾橋からなぎさ若竹保育園の道でございますが、あくまで現在の宮崎堤防線は生活道路として整備するものでございます。通過交通を見込まず、域内交通を処理するものでございますので、若竹保育園及びそれにつながる高尾橋の交差点、これらについては現状の道路幅員でしようがないと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 工事期間中の車両、歩行者などの交通の対応についてお聞きします。

前回の臨時全協の説明の中で、長橋通行どめについては、下総頭橋利用の交通経路も考える必要があるとお聞きしましたが、地域住民の声では、現在、長橋を利用している車両は相当多いと聞いています。現状の把握はできているとは思いますが、長橋が通行どめになれば、当然、車両、歩行者など、さまざまな支障が下総頭橋に出てくるものと思います。また、通学路として子供たちも利用していると聞いています。車両、歩行者など、安全・安心できる対応をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 現在、下総頭橋は役場側の総頭川2号線からの左折を

規制しておりますが、工事期間中は長橋が通行できないため、港湾委員会と協議し、下総頭橋の左折規制の解除を行います。

また、橋を渡って総頭川交差点方向に右折をしないよう看板を設置し左折を促すとともに、役場側の総頭川交差点など交通量が増加すると見込まれるため、総頭川以外の県道や平成ヶ浜2号線、ガソリンスタンドの横などの交差点を利用するよう事前に車両の誘導を看板で行いたいと考えております。

また、歩行者安全対策につきましては、橋上で車の離合を避けるため、総頭川1号線から下総頭橋に右折により進入する車の手前に仮の待機線を設け、下総頭橋から左折をする車を優先させるなど、歩行者の安全は確保できるものと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 先日来、全員協議会とか説明を受けてまいりました。今も議員から人と車、安全に離合できるのか、5メートルでいうふうな質問もございました。人と車、車、車、人なのか、車は1車線で人だけ、生活道路だから離合は考えてないのかどうなのか、そのところはいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 長橋につきましては5メートルの幅員でございます。車の離合はできます。ただ、車の離合をする際、じゃあその車の横を安全に歩行者がすれ違える幅員があるかといえば、やはりそれらは交通量の状況の中で前後の余裕がありますから、その車の離合及び歩行者は、三者が一度にそろろうということは、今の交通容量から若干それはほとんどないというふうに考えておりますので、ほとんどそういうケースはないと考えております。そういうことで、車の離合もでき、歩行者もそこを利用することができるということでの生活道路の位置づけで、今のところ、この交通量予測の中では必要がないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今、課長から説明がございました。それは、もうそれ以上車をふやさないがための橋の幅というふうな印象を受けてしまうんです、今の言い方をなさいますと。今、主枝議員が質問されましたように、高尾橋から、先々、なぎさ若竹のほうまでいうふうな延伸を、もう生活道路だから考えていないというふうなことを答弁なさいましたけど、やはり20年、30年、一度、かけかえますと、かけかえ

ることのない橋でございます。そうしたときに、やはりそういった、これから先、この前、売却されました県有地にしましても、今、ちょっと工事が始まっております。そしたらそこに住民もふえ、何か来るんじゃないかと想定されますけど、それらが想定される中で、きっとふえるんであろう車のある程度分散させるためには、その橋を、せっかくだから、今だからこそ広くしておいて、そういったときのために、生活道路でなく、抜けても安全であるというふうな道路にするお考えはないということなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 前回の臨時全協の中でもいろいろ説明をさせていただいておりましたが、何も将来にわたってやる、やらないというのを、今の段階で言える段階にはなっていないということなんです。いずれにしても今は生活道路として幹線道路とのすみ分けをしながら、まずは老朽化対策の調査を行って、これをまず直して、その危険性を排除するというのが一義的に必要性があると。その中で将来を見込んで、5メートルであれば十分対応できるという見込みで計画をされて今に至って、それで予算会議等を通していくというふうに認識しております。将来、これが通った後、交通量の動向を見定めながら、場合によっては一方通行でそれらを円滑に回していく、あるいは本当に交通量がふえてきたのであれば、歩行者を専門に通す歩道橋をどちらかに設置するだとか、さまざまな対応は出てくることになろうかと思えます。いずれにしましても、まず原形の老朽化対策の復旧をすることが大原則、その場合には、本来、原形復旧というのが大原則ですけれども、3メートルでは非常に離合もできないので、それであれば、道路構造令とも整合している5メートルということで、離合ができる幅員でというふうな形で考えております。ですので、将来にわたって全く何もしないということではなく、長期総合計画を見直す段階に当たりましても、町内の道路ネットワークの形成の仕方、道路計画、これらを住民との合意形成を図りながらきちんと進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 5メートルにする根拠というのは、上に役場のところにある5メートルの橋がございます。そこらを参考にしての5メートルなんでしょうか。

3メートルが5メートルになるから、広がるからみたいな部分も含んでいるんでしょうか。その5メートルにする根拠というのがいまいち理解できないんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 何度も説明させていただいておりますけれども、道路法に基づく道路構造令という基準がございます。こちらで3種5級、4種5級といった町道のクラスに整合した4メートルプラス0.5、0.5の路肩を設けた5メートル、これで十分に離合できるということが根拠となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 計画では2年計画ということですね。今の赤い部分が今年度計画で、その他が来年度になるということなんだろうと思うんですけども、今、工期を聞くと、10月15日以降でないといけないということは、来年も10月15日以降ということになるわけですね。そうすると、工事が行われていない時期も、もちろん橋がないわけですから通行どめになるわけで、非常に長期間になるんで、何かこちらの工夫というのはできんもんなんでしょうか。工期を早くというような感じができんもんかということ。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） やはり河川の工事でございます。実際、中をつつとというのは10月15日からしかつつけません。そういう中で、少しでも工期を短くというのは考えていかなければいけませんし、その間、橋がない状態での交通形態は、先ほど言いましたように、平成ヶ浜、横浜地区の車がこちらの役場側の総頭川2号線のほうへ出てこないような工夫をし、交通を分散させ対応していくこととして考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） ちょっといまいち反対討論をここで、討論いうあれでなるんか知りませんが、どうも今だからこそういう部分が、再々、私も言ってますように、かけたら、次にまた、ああやっぱり広うしときゃよかったのうじゃ済まん、だから一方通行とか答弁なさいました。そして歩道橋をつくりゃええじゃないかみたいな答弁もありましたけど、今だからこそういうふうな部分があるんで、ちょっと反対討論として、橋のかけかえには大いに私は賛成でございます。というのは、私は一般質問を出させてもらった立場上、ただ5メートルにする根拠が、私としては、いま一度、納得いくもんで、再々、あれしておるもんで、30年、50年、この橋も50年近くかかってやっということでございます。それだけ、一遍つくってしまうと、もう私が次にかけかえを見ることはまずないものと思っております。ですから、こちらから渡り切ったメートルが、家から溝までが5.8メートル、溝の部分が45センチ、6メートルちょっと超えるだけの幅があるもんですから、私は根拠として6メートルにしていただきたいというふうに再三再四にわたってお願いしたところでございますが、5メートルということではちょっと賛成しかねるというふうな思いをしております。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 賛成討論をいたします。

この橋は確かに5メートルでいい。どうしてかいうと、南側の道路、町のほうから下った道路は4.5メートルしかありません。それから今度はカキ屋のほうへ行く道は4.8メートルです。それで前回のように、あっこを広げる余裕がない。それから中電の倉庫があつて、あそこがまた極端に5メートル80かぐらいが狭いんです。いうことになれば、費用をかけてまでする必要がない。今の5メートルなら5メートルで十分稼働します。

それから先ほど大田議員が言ったように、向こう側は5.8メートル、でも溝を入れてのことだと。それから向こうは今度は3メートルしかございません。確かにあそこは立ち退けば別ですけど、立ち退きにしたところで、5メートルあれば有効だと私は確認しております。

以上。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第40号「長橋架設（下部工）工事請負契約の締結について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数であります。

よって、議案第40号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第41号「上条トンネル補修工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第41号「上条トンネル補修工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者11者を指名をいたし、7月30日に指名競争入札を執行をいたしました結果、5,378万4千円で広島ガステクノ・サービス株式会社へ落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は平成28年2月29日といたしております。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 上条トンネル補修工事の概要について、お手元の資料により御説明をいたします。

本工事は、平成25年度にトンネル詳細調査を実施し、コンクリートの強度や劣化、

天井部の地山と覆工部の空洞の状況結果を踏まえ、平成26年度の実施設計により全面補修を行う計画とし、2カ年計画の1期目の工事を行うものでございます。

工事内容につきましては、トンネル表面に漏水しないように樋を設置し、天井空洞部、斜線部には地山の崩落を防ぐため発泡ウレタンを注入します。覆工部はほとんどの範囲で内面補強を行いますが、本工事は赤枠部分の炭素繊維パネルで補強し、残りを来年度に実施する予定でございます。

上条トンネルの近隣の方には通行どめに伴う通行規制により御迷惑をおかけしますが、細心の注意を払って工事を進めてまいります。

工事実施に当たりましては、受注者に対し安全対策の指導を十分に行い、工事災害の防止に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、上条トンネル補修工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これは金額が2番目と落札との差が一番低いのでやっとな、700万円ということになって、このトンネルの中の工事の中で700万円、これだけの工事の中で少なくとも安全な完成されるトンネルになるのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この落札価格に対しては、業者の見積もりを内容確認して、特に問題はないと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） それと、これ、確かにトンネル内はわかりますけど、私が言うようにエンブレム、協力一致、それからこっち側もありますね。両方の側面の工事、それから右側山手、上条側の山手の工事、これもあれだけやっとな、あの辺の工事は入っとなんですか、それともトンネル内だけ、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この中にはトンネル内だけの工事となっております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） なぜ、だったら植田側なんかは、前回、言うように、桜の木が、結局、今、3本しかないけど、あそこが、だけどあれがあるのは、あのままで安全と確認したんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 調査段階においては、内面補強等で問題はなく対処できると考えております。

あと、その他の全員協議会でも言われた瀧野議員さんのトンネル口あたりの整理、これにつきましては、今後、調査をしながら検討していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） もう一つ確認させてください。さっき言ったように、両方のエンブレム、これはトンネル内じゃないけど、あれをきれいにするつもりがあるのか。せっかく書いてあるんだから、あれをきれいに洗うのがあるか、それだけ確認します。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 協力一致と前面の清掃については取り組んでいきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） これは2カ年計画ということで、ここも通行どめ、人と二輪車は通れるような話は聞いたんですが、車両については全面通行どめになる思うんですが、例えば、以前もあそこを工事するときに、夕方になると通れるとかいうようなことがあったじゃないですか。そこら辺のことはどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 前回の調査等のときには、通行規制が解除できるものについては解除して行っております。今回、発泡ウレタン等、中へ注入する作業等がございますので、これらについてはやはり注入機械等を備えつけてやったりすることであれば、解除ができないこととなりますが、少し解除をしながら、交通規制は、車等の規制は通れるように業者を指導していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

片側車線側を先行して、ある程度のスパン、これは受注業者のやり方がありますの

で、受注業者が持っている機械だとか施工範囲、その企業ごとの効率的な施工の範囲があります。いずれにしても、半車線ずつ施行していくことによって、夕方に通すだとか、あるいは片方だけは通していくように、つまり地域の住民の方々の迷惑、負担を最小限に抑えるような形で工事のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第41号「上条トンネル補修工事請負契約の締結について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 発議第3号「坂町議会会議規則条例の一部改正について」の件を議題にします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

瀧野議会運営委員長。

○議会運営委員長（瀧野純敏議員） 発議第3号「坂町議会会議規則の一部改正について」御説明いたします。

全国町村議会議長会による標準町村議会会議規則の一部改正があり、議会における

欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものでございます。

以上、提案説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 先ほど、発議第3号、坂町議会会議規則条例の一部改正についてと申しあげましたけれども、坂町議会会議規則の一部改正についてでございます。訂正をいたします。

続いて、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、発議第3号「坂町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成27年第5回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これからも厳しい暑さが続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これで、平成27年第5回坂町議会臨時会を終了いたします。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

○議長（川本英輔議員） 御苦労さまでした。

（閉会 午前10時39分）